平成２３年（フ）第９５４３号
神奈川県川崎市高津区久地853番地１
破産者　株式会社タマレイ
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５５６号
東京都港区赤坂２丁目20番７号
破産者　有限会社成光興産
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８１号
東京都調布市西つつじケ丘３丁目32番地の20
破産者　松崎スポーツ株式会社
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８２号
東京都調布市小島町２丁目56番地３
破産者　第一マツザキ株式会社
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８３号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目25―４―203
破産者　松崎　泰雄
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８４号
東京都調布市入間町２丁目９―19
破産者　大河原　清
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６１５号
東京都墨田区八広２丁目６番７号
破産者　有限会社外山ニツト
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６１６号
東京都墨田区八広２丁目６－７
破産者　外山　信夫
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６１７号
東京都墨田区八広２丁目６－７
破産者　外山　政子
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６３０号
東京都渋谷区神宮前２丁目６番６号
破産者　株式会社ヤンコジヤパン
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６３１号
東京都世田谷区等々力３丁目29―10
破産者　伴　　彰彦
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６７７号
東京都葛飾区東四つ木２丁目22―12―509
破産者　山崎　昭一
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６８４号
東京都葛飾区堀切１丁目31番16―402号
破産者　株式会社ムラカワ
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６８５号
東京都葛飾区堀切１丁目31―16―402
破産者　村川　卓司
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６８８号
東京都江東区南砂７丁目７番８号
破産者　有限会社メイク
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６８９号
東京都江東区南砂７－７－８、住民票上の住所千葉県東金市松之郷3429―１
破産者　近藤　浩章
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７２６号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野１丁目24―３―303
破産者　物永　裕司
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７２９号
東京都世田谷区下馬２丁目20番５号
破産者　株式会社オムニバス
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７３０号
神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘６丁目11―５
破産者　深見　祐介
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８７６号
東京都新宿区西新宿３丁目１番５号
破産者　株式会社ディオン
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部